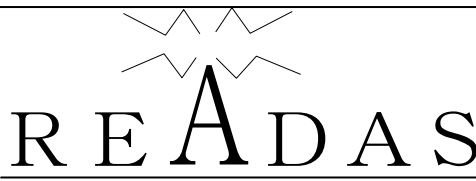


第 5388 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月18日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 国外転出時課税制度

Q：有価証券を持っている者が国外に行くときに課税される制度があるとか。どのような制度なのですか？

A：次のような制度です。

【解説】

お尋ねの制度は、国外転出時課税制度といいます。

この制度は、平成27年度の税制改正で創設された制度で、次の3つの場合に対象資産の譲渡等があったものとみなされ、その対象資産の含み益に対して所得税及び復興特別所得税が課税される制度です。

- ①対象者が国外転出するとき
 - ②対象者が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の一部又は全部を贈与するとき
 - ③対象者が亡くなり、相続又は遺贈により国外に居住する相続人又は受遺者が対象資産の一部又は全部を取得するとき
- 対象者は、次のいずれにも該当する人です。
- ①国外転出の時に所有等している対象資産の価額が1億円以上であること
 - ②国外転出の日前10年以内において、国内在住期間が5年を超えていること

対象資産は有価証券、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引が該当します。

国外転出時までに納税管理人の届出をした場合は、その国外転出をした年分の確定申告期限まで、届出をしない場合は国外転出の時までに申告及び納税をしなければなりません。

